

2014年9月10日

Forest Stewardship Council 御中

FSC オンラインクレームプラットフォームに影響する 法的問題に関する報告書

1. 要旨

当職らは、Forest Stewardship Council の代理人である日本森林管理協議会（以下「FSC ジャパン」といいます。）からの依頼に従い、FSC オンラインクレームプラットフォーム（以下「OCP」といいます。）に影響を与える日本法上の潜在的な法的問題およびリスクについて、機密情報の取扱い、データ保護、競争阻害性及びデータセキュリティの各観点から考察しました。

考察の結果、当職らの見解では、OCP の導入が、FSC 認証製品に関する Chain of Custody（加工流通過程の管理）（以下「CoC」といいます。）を検証するために FSC が使用している現在の方法と比較して、法的問題に重大な影響を与えることも、FSC またはそのユーザーに対し何らかの重大な法的リスクを与えることもないと思料します。

2. 本文

前提

木材から作られる製品に FSC ロゴは、それを使用することにより、当該製品が FSC システムに基づき認証されていることを示します。FSC 認証システムとは、市場メカニズムとして環境的に責任ある、社会的に有益で経済的に実行可能な森林管理の独立第三者認証を可能とし、生産者と消費者に材木・非材木の森林製品の特定とよく管理された森林からの購入を可能とするシステムをいいます。

FSC 認証システムにおける認証の種類には、FSC 森林管理基準の規定を満たす管理施業を実施している森林管理者または森林所有者に与えられる森林管理認証（Forest Management certification。以下「FM 認証」という。）と FSC 認証製品の製造業者、加工業者、貿易業者に適用され、生産チェーン全体に渡って全ての FSC 認証原料及び製品の表示の有効性を確保する CoC 認証（Chain of Custody certification）があります。CoC 認証は、2013年4月現在、全世界で 25,723 件、日本では 1,101 件取得されており、世界の 113 カ国に普及しています。

現行の CoC 認証プロセスに関する主要な問題は、FSC 認証製品の購入者が、正確な情報の提供について仕入先に大きく依存していることです。実際、FSC 認証製品として販売された製品が実際は FSC 認証製品ではなかったことが判明し、これを販売した企業に金銭的か

つ評判に関わる問題が発生したケースが報告されているとのことです。

従って、世界的に認められたブランドとして FSC 認証および FSC ロゴの完全性を強化するために仕入先が真に FSC 認証製品を購入者に納入したという情報を確認することのできるメカニズムを提供する必要があります。

OCP は、CoC 認証プロセスを補完し、サプライチェーンの過程を移動する製品が実際に FSC の認証を受けていることがより確実に保証されることを意図しています。

OCP とは、Online Claims Platform の略であり、FSC 認証製品の請求情報を伝達するクラウドシステムです。FSC 認証仕入先と FSC 認証購入者がシステム上で接続されることにより、FSC 認証製品に関する情報が両者間で伝達され、その正確性を確認することができます。

OCP の仕組みと機能

利用手順：

①ユーザーアカウントの登録

現在のすべての FSC 認証取得者（以下「CH」といいます。）が自身らの認証について OCP にユーザーアカウントの登録をする必要があることが提案されています。ユーザーアカウントは、電子メールアドレスにより特定され、関連するパスワードを有しています。認証については、それに関連するユーザーアカウントを1つまたは複数有することができます。認証についての最初のユーザーアカウントは、公に掲載される FSC の連絡先（info.fsc.org で見つけられます）（の1つ）に属するものであるか、FSC により権限を与えられなければなりません。

②接続リクエストとその承認

CH が OCP ユーザーアカウントを作成すると（以下では、ユーザーアカウントが登録された CH を「ユーザー」という。）、ユーザーは、既存の FSC 認証仕入先を検索し、ソーシャルネットワークとほぼ同様に、OCP を介して当該サプライヤーに対し「接続」リクエストを送ることができます。OCP は、選択された認証について選択された登録 OCP ユーザーに対し接続リクエストに関する電子メールを送ります。

FSC 認証仕入先により接続リクエストが承認され次第、ユーザーは、接続された仕入先（ら）によりなされる FSC 認証請求情報を記録するために OCP を利用することができます。この接続リクエストに対する承認は、FSC 認証仕入先が自ら接続リクエストを確認したうえで行う必要があります、自動承認システムは取られていません。

③請求情報の記録

請求情報を記録するため、ユーザーは、次の情報を提供することが求められます。

- i 仕入先の FSC 認証 ID
- ii 取引識別子（通常は請求書番号）、取引日（通常は請求書記載日付）
- iii 請求の種類、製品のタイプ、購入数量

当該情報は、FSC の CoC 基準に従い、仕入先のインボイスに記載されなければならない、さらに、適合性評価組織による年次監査の一部を構成します。また、例えば、取引が森林管理認証に関連している場合などは、木材の樹種または伐採国の入力が必要とされます。

請求情報の入力方法には、ユーザーインターフェース（ウェブサイト上で直接情報を入力する）、スプレッドシートプロセッサ（フォーマットされたスプレッドシートをアップロードする）、アプリケーションプログラミングインターフェース（既存の IT システムと OCP を統合させる）という 3 つの方法が想定されていますが、いずれの場合も入力情報の種類は同じです。

請求情報が記録される次第、仕入先は、OCP から通知を受け、請求情報をデジタル確認する前に詳細が正確であることをチェックすることができます。この確認により、FSC 請求情報が正確であるという保証が両当事者に与えられます。FSC 請求情報にエラーが確認された場合、両当事者に通知されます。

主要な機能：

- ① OCP 上の情報にアクセスできるのは、ユーザー、ユーザーからアクセス権限を付与された適合性評価組織、及び、ASI (Accreditation Services International GmbH) のみです。FSC はアクセス権限を有しません。
- ② ユーザーは、自身が当事者である、すなわち、購入者または仕入先である取引に関連する情報のみ検証することができます。ユーザーが OCP を利用するにあたり有する権利には以下のものが含まれるとされています。
 - ・ 関連するデータ記録の作成、編集、削除
 - ・ 該当する取引について他のユーザーにより作成された記録の検討、承認、拒絶
 - ・ 第三者に対する読み取りアクセス権の許可又は拒絶（例えば、ユーザーが FSC 要件を準拠しているか確認するために関連取引データを検討する適合性評価組織）
- ③ ASI は OCP 上のサプライチェーン全体について読み取りアクセス権を有しますが、ASI によるアクセスは、調査を必要とする正式な苦情があり、かつ、ユーザーがアクセス権限を許可した場合のみ行われるとのこと。
- ④ 仕入先の認証状況に変化があった場合には、OCP から自動的に通知されます（例：認証停止、製品タイプの変更）
- ⑤ FSC 原材料の仕入量集計及び販売量集計を作成することが可能になります。これらは FSC 認証審査において用いることが可能です。
- ⑥ 欧州木材規制やレーシー法における要求事項への適合を示す根拠として、木材の樹種や原産国情報を利用することが可能です。これらの情報は、サプライチェーン全体を見ることなく入手可能となります。

法的問題の検討

当職らは、以下の法的問題の検討を行うにあたり、FSC ジャパンから報告を受けている事

実及び FSC ジャパンより受領した資料のほか、以下のものを参照しました。

- ・ FSC international 及び FSC ジャパンのウェブサイト
- ・ FSC オンラインクレームプラットフォームにおける利用規約（以下「利用規約」といいます。）
- ・ OCP に関する FAQ

(1) 機密情報の取扱い

日本では、一定の機密情報（営業秘密）に係る不正行為については、民事・刑事の両面から不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）で規制されています。そこで、OCP のユーザーによる、OCP への情報の提供・OCP からの情報の取得が、他者の営業秘密の不正使用又は不正取得に該当するかどうか、具体的には不正競争防止法第 2 条第 1 項第 4 号乃至第 9 号*に規定される行為に該当するかどうかについて検討します。

OCP のユーザーが OCP に提供する情報は、上記「OCP の仕組みと機能」のとおり、仕入先の FSC 認証 ID、取引識別子（通常は請求書番号）、取引日（通常は請求書記載日付）請求の種類、製品のタイプ、購入数量（以下総称して「ユーザー提供情報」といいます。）です。ユーザー提供情報は、いずれも、FSC の CoC 基準に従い、仕入先のインボイスに記載されなければならない情報であり、営業秘密該当性に乏しく、かつ、もともと購入者（ユーザー）はこれらの情報を適法な手段により仕入先から入手し、OCP に提供するものであるといえます。

念のため述べますと、価格や支払情報はユーザー提供情報に含まれません。

*不正競争防止法（抜粋）

第二条 この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。

- 四 窃取、詐欺、強迫その他の不正の手段により営業秘密を取得する行為（以下「不正取得行為」という。）又は不正取得行為により取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為（秘密を保持しつつ特定の者に示すことを含む。以下同じ。）
- 五 その営業秘密について不正取得行為が介在したことを知って、若しくは重大な過失により知らないで営業秘密を取得し、又はその取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為
- 六 その取得した後にその営業秘密について不正取得行為が介在したことを知って、又は重大な過失により知らないでその取得した営業秘密を使用し、又は開示する行為
- 七 営業秘密を保有する事業者（以下「保有者」という。）からその営業秘密を示された場合において、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密を使用し、又は開示する行為
- 八 その営業秘密について不正開示行為（前号に規定する場合において同号に規定する目的でその営業秘密を開示する行為又は秘密を守る法律上の義務に違反してその営業秘密を開示する行為をいう。以下同じ。）であること若しくはその営業秘密について不正開示行為が介在したことを知って、若しくは重大な過失により知らないで営業秘密を取得し、又はその取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為
- 九 その取得した後にその営業秘密について不正開示行為があったこと若しくはその営業秘密について不正開示行為が介在したことを知って、又は重大な過失により知らないでその取得した営業秘密を使用し、又は開示する行為

また、ユーザーが OCP から取得する情報も、当該ユーザーの仕入先又は購入者のユーザー提供情報の範囲に限られます。例外として、木材の樹種または伐採国については、サプライチェーンの直接の当事者以外の者が取得する場合がありますが、あくまで当該サプライチェーンに関わる購入者が取得することができるのみであり、木材の樹種または伐採国以外に、上流のサプライチェーンに関するいかなる情報も取得されることはありません。

また、ユーザーが、接続リクエストをするために、FSC 認証仕入先の検索をする場合、検索結果により当該サプライチェーンに関わる FSC 認証仕入先の名称、国名、認証 ID、カテゴリー、ステータス、有効期限が得られますが、これらの情報は、FSC 認証システムを維持する必要最小限の情報であり、営業秘密該当性に乏しいといえ（ユーザーが、利用規約第 11.4 条に基づき公開を許可している情報でもあります。）、かつ、当該サプライチェーンに関わる購入者（ユーザー）によるこれらの情報の取得が不正な手段によるものとはいえません。

なお、OCP から情報を取得するユーザーには、守秘義務も課せられています（利用規約 11.1 条）。

更に、ユーザー提供情報は、当該ユーザーの仕入先又は購入者のみアクセス権限を有します。適合性評価組織や ASI も一定のアクセス権限を有する場合がありますが、ユーザーによるアクセス許可その他の要件を満たした場合に限られます。すなわち、ユーザー提供情報は、原則として当該情報に関わる当事者間のみで伝達され、CoC 認証プロセスの正確性を確認する目的で提供・利用されるものであり、当該目的の範囲内での提供・利用である限り、「不正の目的」はないといえます。

以上より、OCP のユーザーによる、OCP への情報の提供・OCP からの情報の取得が、他者の営業秘密の不正使用又は不正取得に該当するものではないと思料します。

(2) データ保護

日本では、個人情報の保護について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」といいます。）により定められており、以下では、OCP 上の情報の処理が、同法の抵触の問題を生じないかにつき検討します。

個人情報保護法の保護の対象となる個人情報については、同法第 2 条で、「この法律において『個人情報』とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。」と規定されており、法人等の団体そのものに関する情報は含まれませんが、法人の役員・従業員に関する情報や事業を営む個人の当該事業に関する情報は個人情報に含まれる可能性があります。

OCP が処理する情報のうち、個人情報に該当するものはごく限られるものと思料しますが、

例えば、個人のメールアドレス、個人事業主の名称・住所等は個人情報として扱われ得るものです。

もっとも、OCP がユーザーから情報を取得するにあたっては、利用規約に同意することが求められるので、当該情報が利用規約に記載された目的・範囲で取得・利用され、個人情報保護法に規定された手続が遵守される限りにおいて、個人情報保護法の抵触の問題は生じないと考えられます。

(3) 競争阻害性

この競争阻害性の問題については、日本における私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）上の規制の観点からの考察が必要になりますが、一般論として、事業者団体が行う商品又は役務の規格等の自主認証・認定に係る競争阻害性の有無の判断については、

- ① 競争手段を制限し需要者の利益を不当に害するものではないか、
 - ② 事業者間で不当に差別的なものではないか、
 - ③ 社会公共的な目的等正当な目的に基づいて合理的に必要とされる範囲内のものか
- という要素を勘案しつつ

- 1) 自主認証・認定等の利用については、構成事業者の任意の判断に委ねられるべきであって、事業者団体が自主認証・認定等の利用を構成事業者に強制すること
- 2) 事業者にとって自主認証・認定等を受けなければ事業活動が困難な状況において、事業者団体が特定の事業者による自主認証・認定等の利用について正当な理由なく制限すること

は、各々、独占禁止法上問題となるおそれがあるとされています（公正取引委員会「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」7-(2)等）。

上記判断基準に照らすと、FSC 認証システムが①~③の要件を満たしていることを前提に、OCP の導入が 1)又は 2)に該当するかを検討する必要があります。もっとも、1)については、そもそも FSC 認証システムに参加するかどうか自体が各事業者の任意の判断に委ねられていることから、特段の問題は生じないと考えます。

OCP の導入に際し特に検討すべきは、2)の観点、すなわち FSC 認証取得者に OCP への登録を促すことが、FSC 認証システムの利用を正当な理由なく制限することにならないかという点です。

OCP は、インターネット接続環境があれば、簡単な登録をすることで特別に料金を発生させることなく全ての FSC 認証取得者に利用可能となります。また、OCP は、複数の言語において利用可能です。さらに、OCP 上で処理される情報も、ユーザー提供情報、木材の樹種・伐採国に限られ、OCP に登録しなければ得られない情報は極めて限定されています。

したがって、OCP の導入により競争阻害性のリスクが高まることはなく、独占禁止法上特段の問題は生じないものと思料します。

(4) データセキュリティ

データセキュリティが十分でなく、不当に情報が漏えいした場合、法的には、主として、民事における債務不履行又は不法行為の問題として顕在化します。

OCP は、アイルランドにあるアマゾンのウェブサービス上でホストされ、当該ウェブサービスは、高水準のインターネットセキュリティを提供しています。OCP 内の基礎をなしているソフトウェアについては、独立した第三者エキスパートによって、定期的にセキュリティ試験が行われます。さらに、Historic Futures が、OCP の開発者として、ISO27001 セキュリティ基準に従って設計された総合的な情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) を運用しています。

当職らが受領した情報に拠る限り、これらのセキュリティによって、OCP 上の情報が安全に保護されるという十分な確信が得られると思料します。

3. 留保事項

本報告書は、FSC ジャパンから報告を受けている事実及び FSC ジャパンより受領した資料に依拠しており、当職らが独自に調査をしたものではなく、また、FSC ジャパンから報告を受けている事実及び受領した資料が真実かつ正確であり、これと矛盾する資料が存在しないことを前提とします。

本報告書は FSC の会員を対象にしているものでないこと、また、FSC の会員が依拠するものでないことにご留意ください。

また、本報告書の内容について、OCP に関する法的留意点を全て網羅しているものではないこと、本報告書記載の見解とは異なる見解のあり得ること、FSC ジャパン及び第三者に対し何らの法的責任を負うものではないことにご留意ください。

大原法律事務所

弁護士 服 部 弘

弁護士 柿 島 房 枝